

(3) 認知機能検査の再受検の案内

認知機能検査受検者の中には、受検時に体調が優れない者等もあり、第1分類と判定され、医師の診断の結果「認知症ではない」とされた者が、医師に対し「受検時は体調不良であった」、「睡眠不足のまま検査に臨んだ」、「検査の説明がよく聞こえないまま検査を受けた」等の説明をする事例が見受けられる。このような者が、体調を整えるなどした上で再度認知機能検査を受け、第2分類又は第3分類と判定されれば、医師の診断を受ける義務を免れることとなり、これにより当該受検者及び診断を行う医師の負担軽減等にもつながることが考えられる。認知機能検査は再度受けることが可能である旨を記載するとともに、再検査の結果、第2分類又は第3分類と判定された場合には、医師の診断を受けることは義務付けられない旨を記載すること。

3 交付要領

(1) 当日通知の場合

認知機能検査結果を当日通知する場合は、上記2(1)から(3)について記載した書面（以下「添付書面」という。）を「認知機能検査の実施要領について」（平成28年9月30日付け警察庁丁運発第141号。以下「実施要領通達」という。）の別添7で示されている認知機能検査結果通知書に添付すること。添付書面は別添1を基本とし、各都道府県の実情に応じた内容に変更した上で使用すること。

また、交付の際には認知機能検査結果を他の受検者に知られることのないよう配慮しつつ、添付書面の内容について丁寧に説明するよう努めること。

(2) 後日通知の場合

認知機能検査結果を後日通知する場合は、認知機能検査結果を記載した書面に、実施要領通達で定める記載事項に加え、上記2(1)から(3)について記載することとするが、当該書面としてシール式はがきを使用しているなど、書面の都合上、十分な記載面を確保できない場合には、別添2を参考に前記項目及び運転免許担当課の連絡先等をわかりやすく示した上で送付すること。

なお、既に納入されているシール式はがき等の通知書については、その在庫がなくなるまで使用しても差し支えないが、検査結果を印刷する際に、可能な範囲で上記2(1)から(3)について記載するなど、その周知に努めること。

4 運用開始時期

準備が整い次第、速やかに運用を開始すること。

「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された方へ
 (自主返納と運転適性相談に関するお知らせ)

- **運転免許証は、自主返納することができます**
 運転免許証の自主返納は、〇〇免許試験場、各警察署で受け付けています。
- **運転免許の有効期間内に自主返納した方は「運転経歴証明書」の交付を申し込むことができます**(別途、手数料〇〇〇〇円が必要となります)
 運転経歴証明書は自主返納日前5年間の運転経歴(免許の種類等)が表示された書面で、銀行等で本人確認書類として使うことができます。
- **自主返納した方に対する交通機関の運賃割引などの支援があります**
 自主返納をした方は、公共交通機関の運賃割引など地方公共団体等が行っている支援を受けることができます。支援の内容は、例えば一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会のウェブサイト「高齢運転者支援サイト」で紹介されています。
- **運転免許が取り消されたり、失効したときには、自主返納や運転経歴証明書の発行はできません。**
 医師の診断の結果、認知症であることが判明し、運転免許の取消し・停止という行政処分の対象となったときなどは、運転経歴証明書の発行ができなくなります。この機会に、自主返納について、ご家族等とよく考えてください。
- **警察では、運転に関する相談を受け付けています**
 〇〇免許試験場では、運転適性相談窓口を設置し、運転を続けることに不安のある方やそのご家族等からの相談を受け付けています。

記憶力、判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向が見られ、このようなことが原因で交通事故を起こしてしまうことも考えられます。

この機会に、ご家族の方等と相談し、自主返納について考えてみてはいかがでしょうか。詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。

問合せ先： 〇〇〇警察本部運転免許試験場 〇〇係
 住所 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号
 電話 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

きおくりよく はんだんりよく ひく はんてい かた
「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された方へ
にんちきのうけんさ さいじゆけん かん し
(認知機能検査の再受検に関するお知らせ)

○ **認知機能検査は、再度受けることができます**

たいちよう わる ととき じゆけん かた ほちようき わす
体調が悪い時に受検してしまった方や、補聴器をつけ忘れるなどし
けんさいん せつめい き じゆけん かた さいど
て検査員の説明がよく聞こえないまま受検してしまった方などで、再度
けんさ う かんが かた にんちきのうけんさ じっし
検査を受けたいとお考えの方は、認知機能検査を実施している
じどうしゃきょうしゅうじょう ちやくせつもう こ にんちきのうけんさ
自動車教習所等に直接申し込みをしてください。認知機能検査の
じっしばしょ さいじゆけん ふめいてん かた い か
実施場所がわからないなど、再受検について不明点がある方は、以下の
といあわ さき と あ
「問合せ先」までお問い合わせください。

○ **再検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」と判定されなかった場合は、医師の診断を受けていただく必要はなくなります**

さいけんさ う けつか きおくりよく はんだんりよく すこ ひく また
再検査を受け、その結果が、「記憶力・判断力が少し低くなっている」又
きおくりよく はんだんりよく しんぱい はんてい りんじてきせいけんさ
は「記憶力・判断力に心配がない」という判定であれば、臨時適性検査
せんもんい じんだん う い し しんだんしょ ていしゆつ ひつよう
(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出する必要はな
くなります。

問合せ先：○○○警察本部運転免許試験場○○係
住所○○市○○町○○丁目○○番○○号
電話○○-○○○○○-○○○○○

「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された方へ

- **運転免許証は、自主返納することができます**
自主返納をした方が受けることのできる交通機関の運賃割引等の支援があります。
- **運転免許が取り消されたり、失効したときには、自主返納や運転経歴証明書の発行はできません。**
医師の診断の結果、認知症であることが判明し、運転免許の取消し・停止という行政処分の対象となったときなどは、運転経歴証明書の発行はできません。
- **警察では運転に関する相談(運転適性相談)を受け付けています**
運転を続けることに不安のある方等からの相談を受け付けています。
- **認知機能検査は、再度受けることができます**
再検査の結果により、医師の診断を受けていただく必要がなくなる場合があります。
詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。

○ ○ ○ 警察本部 運転免許試験場 ○ ○ 係
住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○